

地すべりで86世帯242人に避難勧告

10月21日午前1時ごろ、八鹿町幸陽地区内で大規模な地すべりが発生しました。同地区内に建設中の市道

高柳小佐線周辺の土砂が高さ約70㍍、幅約80㍍にわたって崩れ落ち、約150㍍ふもとの幸陽地区に流出。建設会社の倉庫や宿舍、重機、資材などが埋まる大災害となりました。

同地区のみなさんは、近くの九鹿公民館に自主避難され、市災害対策本部は21日午前2時10分に避難勧告を発令しました。その後、勧告はいったん解除されましたが、再崩落の危険性が高いとして23日午後5時50分に幸陽、岡の一部、市営住宅茶堂団地、県職員住宅の合わせて86世帯2

42人に再び避難勧告を発令しました。

26日には、24時間態勢で現地を監視するため「幸陽・茶堂団地地すべり対策本部」を設置。29日には、再崩落の危険性がある4地点に、亀裂が拡大するとサイレンが鳴る警報装置を設置し、翌30日には実際にサイレンを鳴らしての避難訓練を実施しました。警報装置の設置に伴い、同地区に出されていた避難勧告は29日午後7時50分にすべて解除されました。今後も市では、同地区の住民のみなさんの安全確保を最優先した対策を講じていきます。



▶佐々木市長から避難訓練の説明を受ける住民のみなさん（30日、幸陽地区）

「り災証明書」の発行について

台風23号災害における、損害保険会社等への請求に必要な「り災証明書」の発行をします。請求先によって様式が異なりますので、まず請求先にご確認いただき申請をしてください。

◆申請に必要なもの 建物・車両被害＝被災写真。ただし、台風23号の被害に限り、被災写真の代わりに第三者の証明でも可

◆受付場所 養父市役所総務課および各地域局振興課で平日の午前8時30分～午後5時15分までの間受付しています。

◆手数料 台風23号の被害に限り無料

◆お問い合わせ先 養父市役所総務課
(☎ 662-3161)

被災者支援生活復興資金貸付制度

兵庫県では、来年1月31日までの間、被災者が実質無利子で借りられる「被災者生活復興資金貸付制度」の受付を次のとおりを行っています。

◆対象者 台風23号ほかで被災し全壊・半壊・床上浸水の「り災証明書」を受けた方で、年齢が満20歳以上の世帯主又は主たる生計維持者であり、前年の総所得金額が730万円以下など(自家用車の水没は自動車の「り災証明書」が必要)

◆貸付額 300万円以内

◆用途 被災家屋の補修、家具・電化製品・自動車等の生活必需品の修理又は買い替え

◆申込書類 取扱金融機関の貸付申込書、り災証明書の写し、資金の用途申立書、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、その他金融機関が特に定めるもの

◆お問い合わせ先 養父市役所内生活復興相談所(☎ 662-3161)又は各地域局市民課まで

生活復興相談所を開設しています

「被災者生活復興資金貸付制度」など、被災者の皆様の生活復興に関する相談所を開設しています。

◆開設場所 養父市役所及び各地域局

◆相談時間 平日の午前8時30分～午後5時15分

被災者生活支援 義援金を募集しています

◆期間 12月30日(木)まで

◆受付方法 (口座振替) ①郵便局口座番号009801411293、窓口からの振込みは無料②但馬銀行八鹿支店口座番号7177701(普通)、全国地方銀行協会加盟行からの振込みは無料③但馬信用金庫八鹿支店口座番号0488496(普通)、全国信用金庫協会加盟信用金庫からの振込みは無料

※口座名義はいずれも「養父市災害対策本部」
(現金書留及び持参) 平日の午前8時30分～午後5時15分まで、養父市役所総務課および各地域局で受付ています。

◆お問い合わせ先 養父市役所総務課(☎ 079-662-3161)、各地域局振興課まで